

係の所を講演会をやつて貰ひと思つた。一応は
訂正はありませぬ。

18 番

これは又ありませぬ。企業診断と。

商=副読本

企業診断の判例をとりませぬ。企業診断の
場合は中商の講師を呼んで。その人に一応
経営診断をやつて頂いて取りませぬ。

18 番

経営箇所を同3款にとりませぬ。

商=副読本

取りませぬ。

14 番

市税の方にとりませぬ。都の方の通年度がござ
りませぬ。これは訂正はしない。同14。

総務課長

訂正はいたしません。本年度のみ専修式が専
門です。従来からの通年度分は。翌年度課
税分。翌年度分に入つておき取りませぬ。

14 番

例として5月6日決算の場合。法人の場合は
24.月以内。申告しなさい。その点については
取りませぬ。

税務課長

二枚のついた。今総務課長からありまし
たが、この場合にも現年度取り扱ひさす。
今その予算の中にも過年度とありあり。その
二枚のついた。一応現年度の取り扱ひをさす。
現年度と滞納とをさす。二枚のついた。分類
はさす。二枚のついた。二枚のついた。

14 番

6月以後、5月までの整理期間に出さす
期間に付いた。現年度の合計さす。

税務課長

その二枚のついた。

14 番

予算年度の6月一杯にさす。その
次の年度の該当する人だけ。その二枚のついた。

税務課長

二枚のついた。その次の年度の現年
度と二枚のついた。取り扱ひさす。その二枚のついた。
その二枚のついた。その二枚のついた。その二枚のついた。

8 番

新年度に付いた。その二枚のついた。資料の
その二枚のついた。その二枚のついた。その二枚のついた。
その二枚のついた。その二枚のついた。その二枚のついた。

新訂課長

資料の方と13の。84号と新城の共同墓
の方と14の中にも、全部ははるがうりやせん。
65メートル分ははるがうりやせん。

8. 香

とせからの方と17の。北側のもかた17の。南側
のもかた17の。

新訂課長

84号課長は、その給水17和りやせん。特
に中學校側から、その側の方と17の。

8 香

65メートルと17の。

新訂課長

資料の中は11人60メートルはるがうりやせん。と
思はる。

19 香

13番課長の方の一般傾向と示して、
この中3窓口のサングラスの峰と14と17
と17の。2軒1と2、3月の時同外勤手当
と14と17の。若しそのうりやせんは
と14と17の。時同外勤手当は11と17
ら11の増額は可能とせらる。そのうりやせんは
と11と17の。

総務課長

町長 検討はいたしてまいりたい。

19 番

＝町長。今町長に町長。社会福祉課に総
計は、2,944千圓。概算の期間外勤務手当
が、ある。その款は、町長。町長の
町長から、町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。

町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。

議 長

町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。

町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。
町長。町長。町長。町長。町長。町長。

議 決

休憩 11時15分(午後11時59分)

議 決

定足数に達しないため、これを開議の
引当額を前回の本会議で用いること。
(午後2時10分)

議 決

午前中に本議会の議事録を、通称「議事録」
中の議事録第47号、1972年度直轄教育委員会
の予算に付する議題として取り扱うこと。

議 決

本議会对する質疑を許すこと。本教育委員
会には、文部省に出す質疑を許すこと。

議 決

休憩 11時30分(午後2時10分)

再開 11時30分(午後2時12分)

議 決

教育委員会の所管事項、所管事項を、議事録
の第47号の題として取り扱うこと。

9 番

午前中に一般財源からの教育委員会への負担
金の一部を、前回の議事録に「教育委員会」
と、総務委員会に説明した。5月31日までに

市に対しての予算要求をいじりていこうとすべしと
事案をす。教育委員と市議会も結構かどどい
です。

教育委員長

市通りにありです。

9 番

性的には、もう30分くらいでやるとすべし
とす。市の予算編成は3月頃から始まるので
思っています。どうして5月31日の法定期限を
守りきれないのか。その原因は、お金の
不足です。追加の甲種予算、法定期限の5時
にやるとす。5時以後は市に届いては
ない。どうして理由を法定期限を守り
きれないのかを要求された。

教育委員長

合計の方の説明をさせよう。

合計係

80%近く政府戦費にたい。教育委員会の
予算が足りないとす。例年5月13日頃
から。政府からの政府承認の款もあり
す。今年持て進めよう。5月24日に一
会委員の連合会に集めよう。予算の
承認をしないから。又合計の方が一応政府戦費
にたい対応費の額を割り振るべきとす。
一応の見積りを作成して。それから。又、委員会

補償とかがい、審議にがつい、おすうにどの
いも、その予算作成に出すのが、ざりざりの
やまやまが、さういふことを、委員会の最
終決定は、ほんござりざりの、いかに
やまやまが、その中を運んでおる。

9 番

所説州に、ついで、文教向の指導監督
が、あると、その、運んで、いふこと、

合計係

それが一番大きな原因が、いふこと、

9 番

皆さん方の予算を見られた場合には、一般財
源の支出面にかかると、ある程度検討は、
と、思われる。勿論、それは、予算の80%から90%
は、教職員給与との関係が、いふこと、当然
それは、私も、同じく、70%を、いふこと、10%
から、一般財源から、流れる財源と、いふこと、あ
る程度、つかみと、思われる。

正式に、市に、要求した、いふこと、

教育委員会

5月31日、いふこと、

9 番

その通り、現行予算は、いふこと、
その、5月、末日、に、市に、要求した、一般財源

以、その旨を予算編成、全部がその通りなっている。直ぐに回答をする結構である。この考えは必要であると思ふ。

議 長

休憩 11時15分 (午後2時20分)
再開 11時30分 (午後2時25分)

教育委員会

予算案をその旨が6月8日です。

9 番

その旨を皆さん方は、5月の末日まで、大人と法的に義務がけられ、おそれると思ふ。6月8日とあり、予算議会3日前にござい。この毎年のようにござい。文教局の指導方針の通りである。この毎年の様に説明はなされ、どういふ内容の戦費に伴うかは、或いは又いふふんが重複する間もあると思ふ。

例として幼稚園の教諭の給与の問題の色々あると思ふ。大まかに予算編成というものは、もつと早目にすべきと思ふ。この間の次第からいって、この早目にすべきと思ふ。

この内容がござい。この予算案につき、先日の本会議は、その指摘は、その旨が、繰越金の項目でござい。この旨が、予算編成に

当り方イ。せういふ大體は指導をうけおしおし
可也。

合訂係

ニ申す。今現時莫くわいひ。繰越金ノ予想
がかりおせんり。又入りのわいひ。その事故が
発生するやうなさい。若し何れにせよ考之方
がらせういふうにたつては訂和あり可也。

9 番

牛乳もよく解り可也。人の徴をたろ
小さい予算もあつても。或は任意団体の予算
もあつても。繰越金というものは。費用存置に
する。常識をさかす可也。

ニ申す。法外を認めざるにせういふ大體は
可也と思はる可也。

ニ申す。議会の方も一応は文教局に同じ合せ
て可也。私の方で文教局の予算
に可也。繰越金は当然の処置である。
どなたも繰越金は費用存置をさかす可也。

若し。版りたやうな事なら。皆さん方が
又入りの面は費用存置を小さく目かあり可也
可也。ニ申す。一体せういふにせよ可也。

クールの物品を私代金。せういふに同じ費用存
置を小さく可也。

合訂係

ニ申す。多少なりとも予想のもちに入れて訂
和あり可也。ニ申す。その関係は。今所指摘の通

7. 右の如く相反の如し可也。
 繰越金にノコリあり。今先申上げ大廻りの考
 之方に入れたる額とあり可也。と致す。5款5項の
 中今の所指揃のついでに、繰越金に關連して
 考へ可也。也の如く相反の如し可也。と致す。
 此の如く指揃の通りと致す可也。

9 番

どういふことか。一つの款をいふ。此の如
 人は小ざら予算の如くも、繰越金の費用存置
 といふのは。此の常識の人なり。
 1が1500。5款の物品費私代金の費用存
 置の中に入る。

合計係

此の予算編成の指揃の如きなり。此の如
 有るに若し便之なりといふ所指揃をうけ取
 せ。又特に輸入に於いては、費用に於いては
 此の人を若し便之なりと指揃をうけ取る可
 なり。と致す可也。

9 番

繰越金の貸入方予算編成当時の款
 前段の如くはなり可也。

合計係

どういふことか。

9 番

若し、そのとおりならば、その款は当然、その予算編成当時、必要がありそうならば、費目存置ノドルを訂正すべきだと私は思っています。皆さん方がその予算にたいして、繰越金の款は必要なのではないかとありそうならば、最後にそのものはいいです。解款とそう明記しておけばよく解る款はございそうですが、あつてもその款という順序の中に入れておきます。

解款にするならば、7款の後にもいいです。解款すべきものがある。もしならばその款と順序はよくないならば、そのようにその費目存置は当然考えられるものだと私は思っています。

会討係

即指摘の通りだと思っています。

議 決

休題にする(午後2時27分)

閉会にする(午後2時29分)

9 番

もう一度だけお伺いしたいと思います。その前教育委員会が起債条件があるとして、一応撤回された人とするけれど、その条件が議会の審議をその限りその予算審議はしないかと思っています。

その予算の中は80,000ドルの起債繰越金がございします。省大同中学の体育館の建設資金起債があり、その条件も、起債条件が議会の審議になる

の限り、この予算案は出来たと思っておりますが、現在この段階ではまだありません。お答え申し上げます。

教育委員会

案件は本事務局の方にお任せしております。

9 番

本会議は今日下午二時三十分より行われます。これは早く承認してほしいと思います。この項議案は出される予定はありません。

議 案

休憩 11分 (午後2時31分)

再開 11分 (午後2時42分)

合 議

準備は完了し、本日の準備は出来ておりません。次の補正予算と繰越承認の方を一階に送るつもりです。このあたりは、今日午後二時三十分までに送付いたします。

議 案

休憩 11分 (午後2時44分)

再開 11分 (午後2時50分)

11 番

委員会側から、振替授業の件が、おありです。教育委員会に、お答えいたします。各町の

小中学校が振替授業を行なうに際し
日曜日も、その日分の年費が払われ
るから、その日分は同じに
する。

教育長

振替授業と申し出て、特設授業の
認可を仰ぐ。

11 番

特設授業をある日は、特設授業も
小中学校、日曜に休むべき日を
月曜日に休む人など、或は
その外に色々と
知らしめるべきである。色々
行事の関係も、その場合
日分年費が払われ、認可
する。

教育長

学校行事計画表を出して
出しては、受けて取り
今からでも、その日分
のほかに、その日分を
学校でやるべき
こと。

11 番

思っているより、事実
その年費が払われ
るから、その日分は
同じにする。
例として、省立小
中学校の年間振替
授業を、その日分
のほかに、その日分
を学校でやるべき
こと、承認を
仰ぐから、その日分
は、同じにする。

教育長

〆の学校管理規則の中にかすわ、その校長の
の権限と確かならうと人じやあうと思ひま
す。その案又今おしやうと振替授業に
ついの具体的な問題ひ、調査はたかと思ひ
ます。今それ等の場いじりては出た、どう
せうとせは、お答とあまう人。

11 審

振替授業の調査は、既に各小中学校
でなつて居ります。振替授業せうの、その手続
をとり出したいと調査はつて居ります。その調査
の結果を解決せうとせは。

教育長

管理規則の第36条の中にかすわ、所承規則
の通りだと思ひます。その委員会に願つた、
せうの調査はせうありまう人、せういう手続を
取つて居ると思ひます。

11 審

じや、その第8章の第36条、振替授業、その
規則にかすわ居ります。小中学校、その今手続
をとり出したいと人じやあうとあうとせは、その
学校が所願、調査はたか、その振替授業を
して居るとせう、その資料を今それ提出せう
ます。

教育長

今日の出発です。

11 番

二小のみの出張です。二小の平給をとりかえ
のりり日。即座に出発する予定です。

例として P. T. A 総会並みの授業参観。日曜日の
普通の平日と取り替えて、授業を行なうつもりです。

教育長

今日と明日は二小の二小。今日の出発は二小
う二小です。委員会に二小の二小は二小
で二小です。後から知らせたい二小の
二小に二小です。

11 番

その資料を二小の二小。更に二小の二小
務。職務権限の中は教育課程の制定並みの教育
課内容に関する二小の二小。二小の二小
特設授業が行われる二小。その特設授業の
内容を二小把握して二小の二小。二小の二小
内容の授業を二小の二小。二小の二小
二小の二小。

教育長

お答えいたします。特設授業というものは、今度
二小の二小の二小の二小。以前二小の二小
二小。昨年度の特設授業を二小の二小。その内
容が二小の二小の二小。二小の二小の二小

ありし、それから考へた方が中絶せざるを得ない
 といふ。更に外の授業時数全般を知らぬといふ
 様子は、いかに中絶の危険を知らず、授業時数の確
 保を怠る様子は、さういふ事を考へて特殊授業の
 課程を組む様にせよといふを校長先生方には、切
 宜いと思つておられる。さういふ、昨年各学校の
 指導案も取り寄せ、検討したといふ、取り寄せ
 したといふ、別段に中絶の行方通がたといふ様
 には、我々も、望みをおこさない。

11 番

十分の事態を把握し、お話しする中、特
 殊授業の事態を十分教育長といふ、さういふ
 時、済んだ教育長といふ、十分事態を知つてお
 り、さういふ、我々も、望みをおこさない。
 今のお話しからする。

教育長

大体の把握は、お話しさういふ、考へてお
 り、一人一人のその具体的な事柄は、さうい
 ふ中、その中、その時間、時間の内容を
 實際に見る、さういふ、正確な把握を、さ
 ういふ、私の思つて、指導案を通じて
 望みをおこさない、尚、問題の、大体の把握
 は、お話しさういふ、思つておられる。

11 番

さういふ、その授業内容を、各学校から提出さ
 した、検討の中、さういふ、今、お話しさ
 ない。

り出すにせよ。もうあるならば、特設授業の内容
というものは、十分細かく取り扱はすべしである。
その様子を種解に示すにしよう。

教育長

先日の松の答弁が十分御理解に及ばぬもの
かと思ふ人がある。その授業の方におさす
のじやなくして、昨年にも、また後年
の指導業を一部おさすに及ばぬとあり
兼ねていへば、昨年にも、
昨年にもありしに、その後年にも、それを提
出さすに及ばぬとあり。今年もまた取り
人、おそれ、内容に拘りては、私は大同小異
と考へて思つて取り。

11 審

にせよ。今回の特設授業の内容に
資料の提出を求めた場合は、市内の各小中
施設に及ぶ。その特設授業の内容に
十分提出はさす様子を状態に及ぶといふ
にしよう。

若し、我を父兄と考へて、講合から、

教育長

今度から、今度から後年と連合を
取り。又委員も取り取り。小中
に及ぶ。その必要に及ぶ。小中
委員と連合。取り。取り。取り。

下. A. 夏には課金あり. 水を指摘されれば
荷主人には. 取り上げられたらどうか.
この夏は. 一体このグラウンドは 両方併
用して. 体育授業. 学校の学材運営に支障はない
というお考えがあるかどうか. この夏. 支障
があるという考えがある. 通常の状態で,
あるべき学材環境を整備していかねば. 水が
不足. 水から一体このグラウンドの管理というものは
郡に属しては. 水に付いて明確な回答
を要する.

教育委員長.

私の方から申し上げます. 普通小中学校と高
校との共同使用のグラウンドを使っている. 水は
非常に不足している. 非常に支障があると思っております.
水不足も支障があったし. 又いざいざと
面があった. 支障があると思っております. 水
を解決するには根本的に解決をするには. 水
が小中学校と高校との移転をしなければ
いけないと思っております. 水不足の問題も政府との
関係もあつた. 委員会だけでは. 水の解決は
できない問題で. 高校ともよく話し合つて
政府とも話し合つていざいざ移転をしなければ
いけない. 水の根本的に解決はできないと思
っております. 水不足から運営場の支障がある
という考えは. 水不足から私達もそう思っております.
水不足から色々な行事のことも又平常の体育
の授業も. 水不足から. 水不足から特別又

クワイテ部也。高村はどが伊勢をやる也、
 特に危険もあらず。伊帯に支障があると思つて
 和りある。=水は要命令とて前より考へて和
 る人なり。どうも=水を根本的に解決するに
 由。=かか移転をしようかといふは、水
 から水=か水よりいへば、高村も小学校も
 不自由なくお互いにゆとり合ひ。便用してゆく
 ほかの事なく思つて和りある。

水から水=か運輸部管理のゆとりある
 =水は。水=か中学校のあつたとき、水=か
 土地の所承知の様に戦時管理課の土地は人
 ごとく、あつたとき、戦時管理課の方から、=水
 産部経済部長宛に文書が届いて和りある。

水=か田圃の届いて、=水は小学校の校舎敷
 地。=水は、中学校の校舎敷地、水から
 =水は高村の校舎敷地、水はグラウンドは≒村
 共同使用といふ様にもなるかと和りある。

水=か戦時管理課から和りある。水=か水=か
 の管理の人ごとく、中学校の引越してゆく。イ
 移転しようか、水=か中学校の敷地の後、小
 学校のゆとりあると、校舎も水=か敷地も一箇
 小学校のゆとりある。小学校への割当の
 校舎も暫く間中学校の方の校舎運搬に及ら
 ないから、水=か校の決意だと思つて和りある、
 水=か中校が移転した後の高村と小学校が互
 互に話し合ひ、線は引いてゆく人ごとく、=水は線
 から用は小学校の平素の管理、水=か中央か
 ら北の方の高村の管理をしようといふ事、甲
 し合せを、和りある。=水は、水=か、水=か

人心す。新の役、卒業の管理はさういふ
うに。両方とも、おのづから、実状を
りす。

11 審

とていふ。そのグランドの管理はさういふ
の両方に、さういふ、さういふ。

教育委員会

さういふ。

11 審

さういふ。これは、向題に、さういふ
思ひす。その、さういふ、さういふ、
教育管理、さういふ、さういふ、
さういふ。その、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、

教育委員会

委員会、事務局、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、

11 審

さういふ、さういふ、さういふ、
さういふ、さういふ、さういふ、

教育委員会

そのうちからなることになりす。花は=小の向題
がたまたまとていすね。市会にも連絡をすし
委員会に付しても、そのを調べ見るととがあら
たすの、(回)面があつて。二は中学校敷地。二は
大は小学校敷地。二は高校敷地也。グラ
ドは。二校の共同使用といふ校の書面を
おとりす。

11 審

二の資料を出して見たりす。委員会
にすね。おとしのりしておらぬ人々
のいふと思つたりす。

高校は政府がら。そのグラ
ドは全部我々の管理にある
といふことなりす。

高校側からいふ今は、小学校
の趣向にある人々。いづれ
も高次の授業をさす。二は
その体育授業をいふ小の
人々。いづれは大學=小は
体育授業の面からいふ
由をいふ大の向題だと
思つたりす。いづれ二の
資料を後におしして
提出する。

そのから委員会は教育委員会
にすね。政府高校とて
相談しあつて解決さ
すことなりす。今即
答をさす。いづれ二の
問題がたまたまから
いふ中子体育授業に
支障をさすことなり
す。今即答をさす。その
内は。委員会

し。二小にだけいかに、所人との専ら用が「グランド」
を成す。体育授業に支障が「は」様にしなれば
たうんといふうは「と」を「合」つて「と」が「又」
が「と」か。その「又」の「と」の「と」の「と」。

教育委員会

ありません。二小の「理」美が「両」方「不」便「な」
る「に」。理「美」の「根」本「的」に「解」決「す」る「に」。二小は
「と」が「と」が「移」転「し」な「れ」ば「い」か「ん」を「思」う「人」が「と」
が「と」が「不」自「由」な「と」に「互」に「申」す「り」合「つ」て。そ
「の」グ「ラ」ン「ド」の「使」用「に」つ「い」て。話「し」合「つ」て「解」
「決」し「な」れ「ば」い「か」る「に」。又「そ」う「い」ふ「う」は「や」
「い」る「に」。委員「会」に「つ」て。考「え」て「お」り「ま」す。

11 番

現場の先生方の御意見を「お」聞「き」に「な」つ「て」
「と」も「と」が「い」ませ「ん」が。二小は「一」体「じ」に「今」の
整「頓」的「な」状「態」を「い」つ「つ」て「い」る。そ「の」を「お」放「置」
す「る」考「え」に「あ」る「か」ど「う」か。高「校」が「移」転「し」な
「れ」ば「い」か「ん」を「思」う「人」が「と」。小「学」校「が」移「転」
「し」な「れ」ば「い」か「ん」を「思」う「人」が「と」。根「本」的「に」
「解」決「す」る「に」な「ら」な「い」か「ん」を「思」う「人」が「と」。委員
「会」に「つ」て。不「自」由「な」あ「る」う「と」も。今
の「状」態「を」抱「懐」し「な」さ「い」ふ「う」は「考」え「た」今
後「の」考「え」に「あ」る「か」ど「う」か。そ「の」「又」の「と」に。委員
「会」に「つ」て。考「え」に「つ」て「お」聞「き」に「な」す。

教育会

私が「考」え「た」う「と」が「い」ませ「ん」が。
教育委員会「に」つ「て」し「ら」す。二小「の」「と」も「と」も。

決して望しむべきは思ふべきに思つてお
 ります。学校を造るには所収の枠に大なり
 敷地が必要とし、もう一つの児童の遊学歴
 離れという=と考へるせんといつてせんし、学校を
 造るに莫大の経費がかかる。これはこの敷
 地の問題也。或いは既設の問題を以てお合
 せつた。この問題を如何に解決し得るか
 せんじやないかという事。私の委員会の考へた
 と可成り思つておりました。全然この事
 といふ事は=と考へる事と思つておりました。

II 審

今の事と解ります。しかし今現在の状態を
 する。今の状態をどうも枠の考へ方があつた
 ならば、今の大きな問題だと思つておりました。
 と=とが解決するという構想。資料の好むらば
 する中。根本的考へ方があつた事ありました。
 例として学校を移すならば、学校を移させようとい
 う考へ方。或いはそのグランドを両方に分けて、
 が拡張し、そのための方法もあつた。しかし
 今の委員会では、全く無策、全然貴方が
 解決する枠の考へ方という事は、花の園の
 事。その事についてはもうこの状態を
 くり返しては行かないと考へる。不
 なるし。又特に今年度には、体育の
 指針を受けた枠といつておりました。体育の
 指針を受けた場合のあのグランドの中
 色々の体育施設をする事ありました。この
 施設も必要といふ事ありました。全く今

御答弁より伺います。無策もあり得る。二つは
 脚力の乏しさを、その施設も優先して、理
 体育指導の支障があるという。十分自
 んとでも認められるから、強いて一
 根本的の解決策を早く総合に見出し
 たい。我々が納得のいく体育施策を講
 じて頂きたい。その総合の強さを上げたい。

議 案

日程の追加を伺います。日程の第4番目
 の足元の所を伺います。議案第60号教育
 已済を起す。これを第4の日程に入れ
 たい。従って、第5の議案第45号の添
 じ。

議 案

休憩12分 (午後3時22分)

議長

再開いたします。(午後3時23分)

議長

日程の第4、議案第60号、教育区債を起すことについて上程いたします。

議長

本案については理事者の趣旨、説明をお願致します。

教育長

普天向中学校の体育館を建設することにつきまして、対応費が加入りますので、その対応費を起債によって、やろうとしようのかこの議案の内容でごおります。そしてその起債金額や借入先、利率、その他につきまして、会計士に説明して頂きたいと可様に考えてあります。

その内容につきまして別段この会計の方かしの説明もいたしたるしやなにかとこうことでごおりますが、可様に御理解いただきたいと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。従いまして、議案第57号の1972年度教育予算も併せて質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時26分)
再開いたします。(午後3時39分)

18番

前にも質問いたしましたか。学校の貸
貸料について適正であるかという質問に對
して、適正であるとこの御答弁でござい
ましたか。この貸貸料の単価につきまして、
資料として出ておりますけど、この積算
の基準を御説明願います。

教育委員

お答え申し上げます。私もこの資
料調への基準とこのことですね。これは
どこの学校もその周辺の大山と1号線
外のものを調べて、宜野湾は宜野湾、嘉数
は嘉数、貸貸借されていましてこのものを
調べて、それを勘案して、それを基準に
してやっております。

18番

外の地域はよく解りませんが、
5号線沿いにおきましては現在5号線
に沿ってある地域は、大体2メートルか
か2メートル50センチ位か、相場にたつて
あります。そういった面から見まして、適正
であるかというような答弁でござりました
か。これはどう考えますでしょうか。

教育委員長

その周辺の資料を調べたのは、
去年の調査を基準にしてやっております。
去年の通りであります。

18番

もう既に去年が5は2メートルを突破
してありまけれど、そこ周辺の調査はな
った訳です。

教育委員長

去年調査しましたのは、宜野湾の学
校の前あたりのところを調査してありま
す。去年が5、今年にかけて変動期であ
るので、2メートルとか3メートル以上
あるかと思っております。この周
辺のところでそのあたりを勘
案して、その当時の決定をした訳です。

18番

宜野湾の前と111と、場所は
どこでございませうか、学校の真向
でございませうか、学校の施設を
建てるために用地確保をしようと
思っても、賃貸料が高くなるた
めになかなかその用地確保が困
難でございませう。特に学校に土
地を貸して、地主が賃貸料の値
上げに力をつけて、強要が
あると、このことを聞いて
あります。従って、今後のリ
カ、ゆ、3、教

育行政をスムーズに行なうためにも是非、
適正な賃賃料で賃賃借して貰って、
色々、設備が必要な場合は、用地の確
保が容易にできるように御配慮願
いと思っております。いかか
なものでござい
ますか。

教育委員長

解りました。

14番

へつ、この件につきまして、御検討の
ほどよろしくお願ひ致します。あと、突
如稚園の園舎の件でござい
ますか。去
った委員会から提案されたときも御質問
申し上げましたか。これについては考慮す
るといふように私は受け取りましたけど
も、この申し入れもな
いよう
でござい
ますか。これについては「かか」の
おん
で
ござい
ますか。申し上げますのは、園舎を
都濠の公民館を使用して現在、そこで
幼稚園の教育がなされております。場所
は宜野濠と中原の公民館でござい
ます。これにつきましての使用料関係が全然
盛
ふ
か
れて
あり
ませ
ん
けど、これについては、
前の質問では考慮するとうけ取りま
したけど、全然、意が払われてな
いよう
に感じ
ますか。いかか
でござい
ますか。

教育委員

この件については、前にもそういう御意向でしたんですが、委員会として話し合った結果は、これまで大山、嘉数なども園舎加でききまでは、この公民館を使用させておいて借りておりました。その時もお出しておりました。そこで委員会としてもこの件については、これまでお出していいので、そしてしばらく一時的に使用して頂くといいことをお願いできんかと思って委員会としては、この予定はしてありません。

14番

これは今まで使っておこうとすることでおかれますが、しかし、公益の団体か人の施設を使用料も支払わねに借りるといいことは受当なことだと思えでござりますか、これは私は当然にわゆる債務負担行為が発生してあると考えてあります。これは何とか予算にあきらめるとは出来ませんでしょうか。

教育委員

この件は、先程お申し上げのまじょうに横例もありまして、そして一時的なことをいい無料で貸して頂くと地域の子供の教育のためにいいふうを考えて頂いて、無料で貸して頂きたいと

委員会としては考えであります。

18番

前例があるから今度もそうしたいと言ふことは通ふんと思ひます。公民館を建設する場合は、その地域部落は、いわゆる何拾ドルというふうな金をかけて、負担をして、銀行借入れて公民館を建設してあります。その負債を支払うのに非常に回苦八苦してゐるような現状でもあり、又その施設を使うことによつて、電気或は水道、便所、そういった施設を使ひますので、そういった面のいわゆる使用の何にすべきにしても、何かの対処がなければならぬし、いやないかと考へてあります。委員会としては、前例があるから今年もそうしたいと言ふような考へでしようか。これは委員会の先生方がやるうと思へば、予備費も、 $2,000$ 、 100 、 100 を越えてありますので、簡単なおりのかと考へてあります。要は先生方の姿勢かと考へますか。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時54分)

再開いたします。(午後3時55分)

教育委員

この件については、更に委員会として

検討します。

6番

地料の問題でもう一ぺん御意見をうけたまわりたいと思つます。嘉数の方で58セントとありますが、勿論外の学校と結へにしてくれと言う意味ではありません。2-3日前の市の議会で、市の賃貸料が旧嘉数小学校跡とか普天間もあります。その方は今年度から増額しただけでも60セントであります。しかしながら嘉数小学校の場合は、今年度の増額合にもなりません。市の方は勿論取る方でありますので、「い出して適正だ」と言、てあります。又貴方がたの方は払う方で「いさぐても適正だ」と言、てありますか。一体どちらが本当であるのか。理解に苦しむところであります。そこでこの58セントなるものをもう一ぺん考へたありあ考へはありませんか。その実お伺い致します。

議長

お詫言致します。本日の日程が消化できそうではありませんので、時間を延長したいと思つますか。御異議ございませぬか。

議長

御異議ありませんので、時間を延長することに決定をいたしました。

教育委員長

先程の方の御質問の様にこの答
方ましたんですか。委員会としては決めてある
のは適正な価格として、決めてありますか
今後更に検討します。

9番

細部にわたって大変失礼かと思
いますけれども、皆さん方の予算の中に特別
旅費というのがあります。規則に準じて
予算編成されてありますが、答弁簡潔にし
て下さい。あるなあ、ないか、ないかと。

教育委員長

特別旅費というのはありません。

9番

ごめいませぬですか。私の予算書に違
っていませんでかぬ。皆さん方のりとは。

教育委員長

予算書にありますがこの特別旅費と
うのは普通旅費の外に各学校なんかか、研修
なんかかあって、本土で或は何かの教科の
研修とかという場合にそう言う文教局と
か或は連合区あたりか、或は又教職
員の研究部あたりか、派遣で研修に
行くという場合に、この特別に普通旅費

以外●に要求がありますので、そういう研
修なんかに行く人に対して旅費を支給
するということの意味が特別旅費と、特別にとい
う意味であります。

9番

研修旅費の場合に規則にのって
予算計上してありますか。教育委員会規則は
皆さん方の法令でござりますか。法律で
ござりますか。それにのって計上されてお
りまうかと言っておる款です。これは、旅費
支給にのってというより、打ち切りに、
打ち切り旅費で支給するということの意味で、
簡潔にして下さう。そういうのかあまたい
あえ、なうなうなうで、やっておりますかと
お聞きしてはる款です。

教育委員長

なうです。

9番

どうして皆さん方は自分で制定しな
か、それを守つたうですか。

教育委員長

これは、臨時的な力であって、何名
出るか。

.....

9番.

臨時であるうと、常時であるうと皆さん方は規則を守らなくちゃなさんとはかです。何のために規則がありますか。

教育委員長

これは財政なんかの関係で、その特別打5切り旅費のつかりで何してあるんですか。

9番.

これは間違、ていふと思はれますか。

教育委員長

できたか。

9番.

できたかじやございませぬ。はっきりして下さい。

教育委員長

できるだけ正当旅費を支給したかと。

9番

どう言う訳で打5切りにされましたか。規則は守らなすか。

教育委員長

どう言う訳かと。うすことは、予算をと

るのに 臨時のものであつて予定がつかないこと。

9番

皆さん方の規則も臨時なものであつた。
皆さん方は本土派遣する場合においては、
日額、宿泊料、日当 各々計上されてあります。

教育委員長

この方はできぬ、全額はこの派遣でなく、
このごり団体からの派遣、或は体育協会
とか どのかの派遣があつた。これはそれだけの
委員会からそれだけの補助をしてもらつた
ことと云うような何かありましてできぬ、
委員会。

9番

これは、私が今お聞きしてゐるのは、
各小中学校の1人づつあつたものでござります
よ。250円づつ各小中学校の1人づつ
の予算が計上されてあります。250円×
5と、小学校と、小学校5名、中学校お2人。

教育委員長

これは正当旅費ではなく、これは、
はり打5切りです。その打5切りで間に合う
ような日数で出張してあることと云
ふ。別に理由はありません。

9番

※遊日程とか、研修日的とか全然なくして、ただこれ位の計上してあるというものであつか。

教育委員長

これについては、以後でお答えいたします。

9番

後でお答えしたんじや、これは予算審議できませんよ。現年度の予算までは規則化されてありませんでした。去年の予算審議にも報償費であるのか、旅費であるのか、非常にまだまだお解りなと思します。公務として出張されるかには規則に基いて予算計上した限り、打5切りでという、何日か、というのか。こういうふうな予算編成は無いありませんよ。これは去年の予算審議でも十分私は申し上げたつもりです。その後規則ができました。規則はできましたけれども、前年度さうかか、今年も打5切りにしてあつと、法律をつくって守らなくちゃならない人が、皆さん方が守らなくちゃどうしまつか。じやもう一つお聞きしたと思します、社会教育費の中に教育委員会の職員でありながら社会教育費というものは、政府の方から全額支給されておるか。そしてその部下は教育委員会の一般財源から出しておるか。しかしながら職員手当

を見てみますと、主事補の部下は期未手
 当 100ドルも9911 矛盾を感じたことご
 ざりませんか。あそふくこの予算書を検討
 してあるならばあ感じになってあると思
 いますか。社会教育主事の部下が手当も
 9911、100ドルも9911。皆さん方は教育行
 政の責任者であります。あ感じになつたこと
 ざりませんか。それと関連してお聞き
 します。幼稚園職員は半額は政府です。
 しかしながらその手当り方は現行の改正
 規則に準じてされてあります。その辺の
 矛盾点。そして幼稚園職員は政府側の
 の手当り給規則と教育委員会の規則
 とごつちにして、どの率で計上され
 てありますか。お解りになされたければ
 ようしゅうござりますよ。解らないで結
 構です。

会計係

これは政府職員におきましては、私
 達、先き申し上げましたように5月28日
 の予算編成の研修会において、政府職
 員の、政府側の支出されることとの給
 与の支出がなされる職員については、
 これだけの率をかけた積算するように
 というふうな指示をうけて、積算して
 あります。それがいま今のお話しのこの
 委員会の一般財源側の支出される職員
 に、つきましては、この規則を適用して積

算したためにこうなっております。

9番

矛盾を感じませんか。部下職員が
手当も100カルも多しと云うこと。お二人と
も教育委員会の職員です。ただ支出される
側が違ふだけですね。こうも、たよなた職員
の不均衡の待遇がある場合には、
これは教育、皆さん方事務局関係において
もあまりいい感じするものではありません。
それと関連してもう一つお聞きします。
皆さん方の昇給の中に28カルか、あたり
29カルか、あたりするのはどう言う理由
でございましょうか。

会計係

これは、現給を規則の表の改正案が
出てありますので、この表にはめるときには、
必ずしも、その28カルと云う値上げだけ
ではその表にはまひないのか、あつして、中に
は29カル、表の内容がそうなつておきよ
うであります。表にあてはめた場合には、
それだけ昇給しなけれは、なひないよつな
状態になつておきようであります。

9番

号級表にあてはまひたつので、そう
言うことになつておきようことですか。

会計係

そうです。

9番

そうしますとこれは、皆さん方の(聴取不能)には、とまうことは、さり出てありますけれども、職員向を皆さん方が指導監督する場合には、これは何か端数がある訳ですか。1ドル以下の端数がある訳で可ぬ。

会計係

1ドル以下の端数はございません。

9番

しかし、等級表は皆さん方1ドル以下ですか。

会計係

現給との関係でそうなっております。

9番

現給がどうあると、皆さん方の等級表が1ドルであるならば何も変ることだと思えます。

会計係

2ドルにたっております。

9番.

2カル。これは何号級 該当者の方ですか。皆さん方の号級表は全部1カル 違"いでござい。2カル 違"もありますか。そうしますと皆さん方、教育委員会の職員向においては、非常にこの先き申し上げました。上司よりも部下が手当が多"いと、100カルも多"いと言うことになりますと、教育委員会の先生方として、非常に指導しにく"いんじやないかと思"いますか。

教育長

只今の御指摘大変ごも、ともだと思"っております。私、中部の教育長としてございね。その政府負担の教職員と教育委員会から給与が支給される方々とのございね。そのバランスがとれた"んでござい。一例、例えば今出ておりましたか。社会教育主事と社会教育主事補の問題、事務職員と事務補助員との問題でございね。これは非常に矛盾を感じます。どうすればいいかと、これは私は一番この方"がいい"と思うんでございね。私はこれはで"ございね。上った方が適切かと思"っております。でございね。政府が低"いと思"うんで"ござい。じゃ、どうすれば政府が高くなることか"でき"るかという事で"ござい。この方面か"で"ございね。我々の力ではどうにもた"え"ない"んで"ござい。この裏もで"ございね。何"とかしたけ

49
れはなさいかと思いつつ、この手紙になや
んであります。今どうしようと言うことは
考えられませんか、要するになやんであ
ります。

9番

参考のためにお聞きしたいんですが、
中部連合区の中にもこういうような事例
がござりますか。

教育長

ござります。はい。

9番

しかし、ただ前に私が申し上げまし
た、250カルの件はどうありましよう、算
定の基礎、規則にのっとってやって頂きた
と、以上です。

議長

お諮りをしたしておきたと思えます。
30日の午後から本予算書の質疑を断行
します。今日は、議案第47号と議案第6号
に付しましては、継続審議としておきた
と思えますが、御異議ござりますか。

議長

暫く休憩いたします。(午後4時15分)
再開いたします。(午後4時15分)

19番.

一つだけお聞きしたいと思っております。今の学校で完全給食をやっておりますか。その給食時間にですね。その給食当番に割り当てられている。児童のエプロンと帽子がどかかっていますか。これはですね。中学校の場合には家に持って来て、洗濯機で洗って帰るようですか。それは中学校と小学校の場合には予算の関連がいさうなっている訳ですか。

会計係

これは予算上では別に小学校、中学校とそういうふうに区別してごまかしていませんので、何かの事情がそれぞれの学校にあると思っております。

19番.

と申しますのはですね。そのエプロンの洗濯機は、どうにか予算に計上できないものかと、そういうふうに考えている訳です。これは公物としてしないですね。家に持ってかえる。洗濯をやった忘れてもさかえいな訳ですね。学校にそうすると次、当番あたっている子供が非常に支障をきたすというふうなあれが出てたまたま授業参観の場合にそれ感じたんですか。そういう内容、委員会としても、今、校

討して頂きたいと思っております。中学校の場合は何か学校で流っていきというような話も聞いたんですが、具体的には、まだ調べておりませんか。小学校は持ちかえっております。そう言うところを予算計上してでもやりね、統一をしてやって頂きたいと言うふうに考えております。これは不統一になるとやりね、中には家でまねにスターチを入れてマイコンをかけて持ってくる子と、たぬ水洗いをして持ってくる子といるので、非常にこの次の当番のうばあかあまと言ふようなことも聞いています。非常に教育上の問題が起りはしないかというような観点からもし予算の許す範囲内でできたらさばさういう問題も解決をして頂きたいと、この予算と関連がありますので、今で問題を提起しておきたいと思っております。終わります。

議長

質疑もまだ沢山あると思うのですけれども、時間の都合上、議案第47号、議案第60号につきましては、質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますか。御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、左様決定いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後5時20分)
再開いたします。(午後5時29分)

議長

以上を以て、本日の日程が全部
終了いたします。尚、6月の29日、午
後2時から第7日目の本会議を開きます。
よろしくお願いたしましたと思っております。本日は
大変ご苦労さんでありました。これで散
会いたします。(午後5時29分)

散 会